

令和2年度 第3回
桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和3年1月21日(木)
開催場所	市役所6階 605会議室
出席委員	委員長 松原 雅昭 (大学教授) 委員長代理 中山 裕子 (税理士) 委員 白田 佳充 (弁護士)
市側出席者	総務部長、契約検査課長、都市整備部長、都市整備部副部長、 地域振興整備局長、水道局長、他約20名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である松原委員長から次のとおり抽出結果の報告があった。 (抽出結果報告) 令和2年度上半期に発注した工事154件、測量コンサルタント等の委託11件の中から、入札金額、落札率、地域別(旧市内、新里、黒保根)、不調という点に着目し、7件を抽出した。</p> <p>2. 抽出事案審議 審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. その他 次回の委員会の抽出委員は、白田委員となった。 次回の委員会の開催予定は令和3年7月1日から15日の間とし、日程は年度明け4月に調整することとなった。</p>

委員	担当課及び事務局
<p>1. 指名競争入札 新里福祉センター空調設備改修工事 電気<担当 建築住宅課> <工事概要> 空調設備工事1式(室外機 7台 室内機 11台)</p> <p>○空調設備とは、普通の冷暖房機(エアコン)という認識でよいか。</p> <p>○電気は電力か動力か。</p> <p>○室外機と室内機の数量の違いはということか。</p> <p>○部屋の大きさ等で違いがあるということか。</p> <p>○契約変更の理由の中で、設計数量の変更とあるが、何の数量が変更となったのか。</p> <p>○落札率が75%だったが、設計変更後の増額が大きいのでどうなのだろうかと感じた。</p> <p>○新たに機械を設置したのか。交換なのか。</p> <p>○冷暖房機の配管は、例えば地下の水道管等とは違い、見えるため予測が付きやすいのではと思うが、30%増の設計変更があるということは、設計段階に問題があったのではないか。</p> <p>○点検口は無かったのか。</p>	<p>●考え方とすると、一般的な壁掛けの冷暖房機(エアコン)の大型のものです。 取付方式は、天井埋め込みタイプとなります。</p> <p>●大型のものなので動力となります。</p> <p>●室外機1台に対して室内機1台のものもあれば2台のものもあります。</p> <p>●そうです。</p> <p>●室内機と室外機の配管と電気の配線が、当初設計のとおり設置ができなかったため、迂回しなければならなくなり、その分数量が増加となりました。また、天井内の配管は保護されていますが、外に出た部分はラッキング(配管の保護)が必要となるため、その分も増加となっています。</p> <p>●元々床置きタイプのものが設置されていましたが、新たに天井に設置するタイプのものに切り替えました。</p> <p>●天井内のものなので、天井を剥がせば確認は出来ますが、そこまでの確認はしていないため、図面上の最短ルートで設計しました。</p> <p>●無かったと思います。そのため、確認をするなら</p>

○今回の設計変更はやむを得ないということか。

○最低制限価格で契約したとしても、結果的に契約変更で金額が高くなってしまっている。入札は積算が命である。その点は今後の反省材料として欲しい。

○冷暖房機は元々電気で動くものか。

○設計図書は入札参加業者に提示するのか。

○高い金額で入札している業者の中では、設計図書を見て精査した段階で、設計書通りにはいかないはずだと予測して、積算しているのではないか。そのような業者から不満等はないのか。

○契約した後に、多くの追加をして金額が高くなる追加商法という事例も聞いたことがある。入札は予定価格と最低制限価格を決めて、その金額を基に競争しているわけであり、後で金額が変更となると競争の意味が無くなってしまわないか。どうしても避けられないものであれば別だが、設計の段階で絶対に出来ないという話ではないと思うので、もう少し方法について気をつけてもらえればと思う。

2. 指名競争入札

桐生大橋長寿命化事業 耐震補強工事

土木一式<担当 土木課>

<工事概要>

施工延長 L=130.5m

落橋防止構造設置工 N=16 箇所

縁端拡幅工(鋼製) N=1 箇所

天井を剥がすしかありませんでした。

●事前にそこまで確認していればより良かったのではないかと思います。

●元々電気です。

●設計書と図面を提示します。

●入札参加業者は、入札前の段階では、現場確認はしていません。そのため、設計書や図面に記載している数量を見て積算をしています。予測は出来ないと思いますので、不満等はないと思います。

●わかりました。

縁端拡幅工(コンクリート製)N=4 箇所
横桁補強工 N=32 箇所

- 土木A等級の業者は全部で何者か。
- 落橋防止構造設置工とは、どのような工事か。
- 工事は橋の上から行うのか。下から行うのか。
- 手間と費用がかかるような工事か。
- 桐生大橋の耐震補強工事はこの期間ですべて終わるのか。
- 予定価格と最低制限価格には大きな開きがあるが、落札率は高く、入札参加業者全体の金額も高めで大きな差がない。なぜか。
- 最低制限価格での施工は難しい内容ということか。

3. 条件付き一般競争入札
橋梁長寿命化修繕事業橋梁補修工事
土木一式<担当 土木課>

<工事概要>

施工延長 L=16.6m

伸縮装置取替工 L=21.9m

橋面防水工 A=142.3 m²

- この橋はどこにあるのか。
- 落札業者の事情聴取の中で特殊工事は専門業者に見積を依頼したとあるが、特殊工事とは何か。

- 14者です。
- イメージは、橋と橋を繋ぐチェーンをつけて、地震で橋がずれても落ちないようにする工法です。
- 橋の表面の下の受けの部分の工事となるので、下からになります。
- そうです。
- 今後も続きます。
- 最低制限価格は、予定価格の75%と決めて設定しています。設計は群馬県の標準歩掛に基づいて行っていますので、各者の金額の大きな開きはないと思います。
- 特殊な製品を必要とする工事なので、難しいと思います。

- 新川駅から伊勢崎方面に向かったところにある一級河川早川にかかっている橋です。
- 橋が気温によって伸縮するため、橋の端部に伸縮装置を設置します。その装置はメーカーで製作す

<p>○変更契約の理由で、舗装厚と既設舗装厚の差異が試掘により判明したとあるが、設計段階で試掘はしないのか。</p> <p>○一般的な舗装厚というのは、決まっているのか。</p> <p>○今回は、一般的なものより厚かったということか。</p> <p>○そういうことは、しばしばあるのか。</p> <p>○入札参加業者は、一般的な舗装厚を予定して積算しているのか。</p> <p>○試掘は業者が行うのか。</p> <p>○判明した際に、業者と市で増額の協議をするということか。</p> <p>○設計額（変更前）、設計額（変更後）とは。</p> <p>○工事名だけ見ると、2番の工事も3番の工事の橋の長寿命化の工事であるが、2番は落札率が97%、3番は75%となっている。この違いはどのようなことが考えられるか。</p>	<p>るものになるので、見積を依頼したということだと思います。</p> <p>●通常は設計段階では試掘はせず、既存の舗装厚や前後のデータで設計しますが、着手前に試掘したところ、当初考えていた舗装厚よりも厚かったため、設計変更しました。</p> <p>●決まっています。</p> <p>●そうです。</p> <p>●過去の道路補修等で、傷んだ既存の舗装の上に追加されるということもあり、全てを把握しているわけではないので、実際に掘らないとわからない部分は多々あると思います。</p> <p>●設計図書に舗装厚を明示しているので、その数を基に積算します。</p> <p>●業者が行います。構造物を設置するにあたり、舗装を剥がすのでその時に判明します。</p> <p>●舗装厚が増えれば、産業廃棄物の量も増えるため、処分費について協議しました。</p> <p>●変更前は桐生市が当初設計した金額 変更後は当初設計額に増工分を足した金額です。その変更設計額に請負比率をかけた金額が変更契約額となります。</p> <p>●3番の工事の落札業者は、現場が地元であるため、経費を抑えることが出来たのではないかと思います。</p>
--	---

○入札参加の条件について、2番の工事は業者ランクが土木A等級に該当する者とあるが、3番の工事は、市内に本社を有する者で、業者ランクが土木A等級に該当する者とあるが、この違いは何か。

○橋の長寿命化は重要な工事だと思うが、金額が小さいものは、利益が少なく、現場付近の業者でないと引き受けてもらえないというような懸念はないか。

4. 指名競争入札

運動公園内池導水管改修工事

土木一式<担当 黒保根支所地域振興整備課>

<工事概要>

施工延長 L=13.3m

集水柵設置工 N=1基

暗渠管布設工 L=5.0m

現場打水路工 L=5.0m

○この工事はどのような内容か。

○今回は改修工事で、既存のものがあり、新たに作るものではないということか。

○工事としては難しいものなのか。

●どちらの工事も条件は同じですか、2番の工事は、指名競争入札となりますので、業者ランクが土木A等級に該当する業者を指名しています。3番の工事は条件付き一般競争入札となり、参加条件が桐生市に本社がある土木A等級の業者なので、その条件に該当する業者が入札参加の申請を出来るということになります。

●今まで橋の長寿命化の工事で応札がなかったというケースはありません。

●沢から運動公園内の噴水に水を取り入れる水路の改修工事となります。

沢の一部に集水柵を設置し、暗渠にVP管を通して、既存の水槽に水を溜められるようにするという内容です。水槽に溜まった水の落差を利用して噴水を上げています。

●集水柵は新たに作ります。現在は有孔管(VP管)が通っており、そこから水を取っている状況ですが、少しの雨でも土砂が集まってしまい、水が取れなくなってしまうため、それを改善するための工事となります。

●工事としては難しい内容ではありませんが、車両が入れない山道を100mほど登らなければならな

<p>○予定価格が低すぎたということはないか。</p> <p>○この工事の入札は何回行ったのか。</p> <p>○今後はどうするのか。</p> <p>○予定価格や業者の指名はどうするのか。</p> <p>○3回不調というのは、稀だと思うが、この工事はそんなに利益が見込めないものなのか。</p> <p>○不調になったということは、基本的には金額の問題だと思うが、予定価格を変更が出来ないようにしているのか。</p> <p>○夏季は沢の水量が多いのか。その分工事しにくいということも考えられるか。</p> <p>○運動公園の位置はどこか。</p> <p>○水沼駅の下側だと道路があるイメージがない。辞退の理由で仮設道路の設置、復旧が困難という業者もいるので、それを作るとなるとやはり業者によっては難しいのか。</p> <p>○そうするとやはり人件費がかかるということが</p>	<p>い場所があり、資材の搬入を人力で行わなければならないため、条件的に難しい部分があります。</p> <p>●群馬県の公表単価、積算基準やそういった現場の状況等も考慮した上で積算しています。</p> <p>●3回行いましたが、3回とも不調となっています。</p> <p>●4回目を行う予定です。</p> <p>●1回目と2回目はCランクを中心に指名しましたが、応札がなかったため、技術的な部分もあるのではないかと考え、3回目はBランク業者を指名しました。しかし、それでも不調になってしまったので、4回目は工期と作業内容を見直して行う入札を行う予定です。予定価格に変更はありません。</p> <p>●一概には言えませんが、積算は考えて行っています。</p> <p>●そうではありません。今回は、予定金額は変えていませんが、設計内容を見直しているため、その内容で対応していただければと考えています。</p> <p>●多いです。コンクリート工事もあり、水を違う場所に回さなければならぬので、渇水期の方がやりやすいとは考えられます。</p> <p>●水沼駅の下側にあります。</p> <p>●現場の状況からするとそもそも車両が通れるような仮設道路は難しいと思います。やはりどうしても人力での作業になってしまいます。</p> <p>●そのことも考慮した上で設計には反映させてい</p>
---	--

<p>不調の原因か。</p> <p>○C等級を指名して不調となり、B等級に指名を変えても不調ということから、A等級を指名するという考えはないのか。</p> <p>○3回不調となっている。桐生市としては困るのではないか。</p> <p>○予定価格は変えないのか。</p> <p>○選定業者は現場に近い業者を選定しているのか。</p> <p>○何回も不調となった場合、予定価格を上げたという事は、過去にないのか。</p> <p>○だとしても、不調が続いているのであれば、金額について考えなければならないと思う。</p> <p>○辞退理由で出水期だからできないという業者は、時期をずらせば出来るということか。</p> <p>○随意契約という方法もあると思うがどうなのか。</p> <p>○4回目をやってみての判断になると思うが、4回目は大丈夫そうか。</p> <p>5. 指名競争入札 桐陽台配水場電動バルブ設置工事 機械器具設置<担当 浄水課> <工事概要> 電動バタフライバルブ設置 1式 バルブ制御盤 屋外自立形 1式</p> <p>○今回新たに設置するものか。既存のものを取り換えるのか。</p>	<p>ます。</p> <p>●考えていません。</p> <p>●3回目も不調という結果から、4回目はまた設計内容の見直しを行い、対応していただければと思っています。</p> <p>●変えずに行います。</p> <p>●地域性を考慮して選定しています。</p> <p>●この工事は、補助金の関係で予算に限りがあります。</p> <p>●出水期だから出来ないという理由はありましたが、濁水期だからどうとは何とも言えません。</p> <p>●随意契約の範囲内ではないと考えます。</p> <p>●なんとか入札していただければと思っています。</p> <p>●いままではFMバルブ（浮力により開閉）というものを使用していましたが、電動バタフライバル</p>
---	--

<p>○バルブは既製品なのか。設置場所に合うものを作成するのか。</p> <p>○型がいくつかあってその中から合うものを取り付けるということか。</p> <p>○高額な工事だがバルブ本体の金額が高いのか。</p> <p>○機械器具設置という工種があるのか。</p> <p>○このような設備の工事の出来る市内業者は少ないということで市外の業者もしているのか。</p> <p>○バルブ制御盤 屋外自立形とあるが、屋外だから金額が高いということはないか。</p> <p>○機械の金額はある程度決まっていると思われる。他業者との入札金額とも差があるが、最低制限価格で大丈夫なのか。</p> <p>○落札業者の事情聴取の中で新型コロナウイルスの関係で材料の調達が気になるとあるが、問題はないか。</p> <p>○材料は特殊なものなのか。</p> <p>6. 随意契約 流関 下水道管渠築造工事（R 2 広沢 1 号） 土木一式<担当 下水道課></p>	<p>ブ（電気信号により自動開閉）というものに交換するという工事になります。交換することにより安定性がみられます。</p> <p>●既製品です。</p> <p>●そうです。</p> <p>●バルブと計装盤（電気信号を送る機械）の金額が高くなっています。工事は難しい内容ではありません。</p> <p>●あります。機械器具設置の工種の登録がある業者の中で水道の配管工事、電気工事も出来る業者を選定しています。</p> <p>●そうです。</p> <p>●屋外でも屋内でも金額に差はありません。</p> <p>●入札時に予定価格は公表しており、業者も確認して最低制限価格でも大丈夫であると判断していると思います。</p> <p>●今のところ順調に行われています。</p> <p>●特殊なものではありません。</p>
---	---

<工事概要>

φ200mm 管布設工 L=65.0m

マンホール設置工 3箇所

汚水樹設置工 2箇所

付帯工1式

○指名業者選定の理由の中に割高になるため一者随意契約とあるが、もし競争入札とした場合、どう高くなってしまふのか。

○前半の理由の現在同現場で工事をしている業者という理由だけであれば、他の業者はそこに入って工事するのは難しい、費用がかかると判断できた。しかし、割高になるという理由は説明を聞かなければ分からなかったので、説明の書き方を工夫が必要だと思う。

○契約変更で減工とあるが、施工範囲が短くなったという認識でよいか。

○諸経費等は無視で単純計算で管1mあたり11,000円ほどの工事ということか。

○最終的に延長は63mということか。

○合算経費というのは、どういうことなのか。

●すでに県発注の同じ現場の工事を受注している業者であり、随意契約にすることにより合算経費を適用することが出来ます。県の工事の金額と市の工事の金額を足して経費が出せるので、経費を抑えられます。競争入札をした場合、合算経費を適用できず、設計金額を出した場合、9,471,000円となります。今回の予定金額は8,052,000円となりますので、1,419,000円の差が出ます。

●また、他の理由として工事概要に付帯工一式とありますが、内容は仮舗装で、県の工事が最終的に本舗装をするので、その費用は市で負担しなくてよいというのも安くなる理由の一つとなります。

●マンホールの位置を変えたことにより、管の延長が2m短くなりました。

●そうです。

●当初設計が65mで見ていたので63mとなります。

●県が発注している直接工事費と市が発注する直接工事費を足した金額に対して諸経費を出します。諸経費は直接工事費が高いほど低くなります。設計額は直接工事費と諸経費の合計となりますので、結果金額を低く抑えることができます。

7. 指名競争入札

流関 汚水管渠実施設計業務委託 (R 2川内 1号)

土木関係建設コンサルタント業務

<担当 下水道課>

<業務概要>

汚水管渠実施設計業務委託

推進工法 L=100m、

機械ボーリング 2箇所

○指名業者の中で市内業者は一者だけだが、他にはないのか。

○委託に最低制限価格の設定はないのか。

○最低制限価格というのは質の確保のために設定されているものだと思うが、設計の質というはどうか考えればいいのか。

○工事の場合、最低制限価格が設定されているのでありえないが、もし工事が落札率 37.27%で契約となった場合、明らかに施工は不可能だと判断出来ると思うが、設計委託の金額の妥当性、質の確保の判断というのはどうなのか。

○実際設計業務委託というのは金額が低くなることが多いため、基準はなんなのかと思う部分もあるが、どう考えるか。

○ボーリング作業は業者内で出来るのか。

○国の補助金はどの程度出るのか。

●いままで下水道の実施設計の実績がある業者は一者しかいません。

●委託の場合はないです。

●設計金額は群馬県の積算基準に基づいて設計しているので、妥当な金額だと思っています。またこの委託は、国からの補助金ももらう案件なので、積算基準を逸脱して設計することは出来ないので基準に基づいて設計しています。

●質の確保というのは、業務内容がしっかり履行出来ているかということの確認だと思います。設計の標準歩掛に基づいて段階的に5回の打ち合わせを行い、業務内容の確認をしています。

●設計業務委託は、工事とは違い、資材購入や下請けの経費がなく、ほとんどが人件費となるので、業者の中で調整をして、設計額より低い金額でも利益を得られると判断しての金額だと思っています。ただ、出来上がった内容が安かろう悪かろうでは困るので、業務内容の管理はしっかり行っています。

●落札業者は自社で出来ます。

●契約金額の50パーセントです。